

令和6年度 総社市保育所・認定こども園(保育部)・地域型保育事業保育料徴収基準額表(案)

(単位:円)

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額(月額)			
階層区分	定	義	3歳児未満		3歳児以上
			標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)		0	0	
B	市町村民税非課税世帯		0	0	
C	1	均等割額のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	13,800	13,800	
	2	所得割の額が10,000円未満である世帯	15,400	15,200	
	3	10,000円以上30,000円未満の世帯	17,800	17,400	
	4	30,000円以上48,600円未満の世帯	18,400	18,000	
	5	48,600円以上64,800円未満の世帯	22,000	21,600	
	6	64,800円以上81,000円未満の世帯	25,000	24,600	0
	7	81,000円以上97,000円未満の世帯	29,000	28,400	
	8	97,000円以上125,800円未満の世帯	35,000	34,200	
	9	125,800円以上154,600円未満の世帯	42,000	41,400	
	10	154,600円以上169,000円未満の世帯	43,000	42,200	
	11	169,000円以上301,000円未満の世帯	50,000	48,800	
	12	301,000円以上397,000円未満の世帯	56,000	54,600	
	13	397,000円以上の世帯	58,000	56,600	

※階層区分の基準となる市町村民税額は、4～8月は前年度分、9月以降は当該年度分とする。

※市町村民税所得割額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、個人の市町村民税の配当控除・住宅借入金等特別税額控除額等の税額控除前の額で算定する。

令和6年度の保育料の詳細が決まりましたら、市役所ホームページ、窓口等でお知らせします。